



令和3年6月25日

サ ル ー テ ラ ボ
S a l u t e . L a b株式会社に対する景品表示法に基づく
課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、S a l u t e . L a b株式会社（以下「S a l u t e . L a b」といいます。）に対し、同社が供給する「イオニアカードPLUS」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 S a l u t e . L a b株式会社（法人番号 4120001197539）
所 在 地 大阪市中央区平野町一丁目8番13号平野町八千代ビル
代 表 者 代表取締役 墨谷 剛史
設立年月 平成28年4月
資 本 金 1000万円（令和3年6月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「イオニアカードPLUS」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

令和2年4月1日から同年11月5日までの間

ウ 表示内容（別紙1ないし別紙3）

例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像、「カードを身につけるだけで 空気のトラブル からあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。イン

フルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」等と表示するなど、**別表1**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、本件商品から発生するイオンの作用により、本件商品から半径1.5メートルから2メートル程度又は半径1.5メートル程度の身の回りの空間における花粉及びPM2.5を除去し、本件商品を身に着けた者にウイルス、菌等を寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、Salute.Labに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

オ 打消し表示

前記ウの表示について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、「●本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。」と表示するなど、**別表2**「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

令和2年4月1日から令和3年2月17日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

Salute.Labは、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

Salute.Labは、令和4年1月26日までに、1559万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

表示期間	表示箇所	表示内容
令和2年7月 16日	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像 ・「10～1月 AUTUMN/WINTER ウイルス・菌」、吊革をつかんでいる人物及びもう1人の人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「電車の中で」、パソコンの前で座っている人物3人の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「会社で」、布団で寝ている3人の人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「寝室で」、机で筆記している人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「受験生の方」、テーブルを囲んでいる人物3人の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「ご家庭で」、腹部を触っている人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「妊娠中の方」、並びに車椅子に座っている人物及び車椅子を押している人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「病院・介護施設で」 ・「カードを身につけるだけで <u>空気のトラブル</u> からあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」 ・「POINT1 24時間イオンを発生 特殊な技術により空気中の水分と反応して持続的に周囲にイオンが発生します。」 ・「POINT2 電源不要の空気清浄器 カードなので電源はもちろん、メンテナンスの必要もありません」 ・「POINT3 様々な空気中のトラブルの元を包み込んで落とします」 ・「POINT4 イオンによる科学反応で抗菌・抗ウイルス・消臭」

表示期間	表示箇所	表示内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・「POINT5 周囲1.5～2mの範囲でイオンが発生」 ・「アレル物質などを包み込んで落下させる！ プラス・マイナス電荷を帯びたイオンがアレル物質などに吸着することで、連鎖的にイオンを引き込んでいきます。重たくなったアレル物質は、体内に入る前に落下していきます。」 ・「ウイルスなどを酸化する！ 活性酸素と同じ性質をもつイオンも発生。ウィルスやニオイ分子と反応・酸化することで、不活性な状態にして、体内への侵入リスクを下げます。酸化された物質はもともと持っている機能を失って不活性化します。」 ・「イオンによる化学反応で、抗菌や消臭などの効果も！ <ul style="list-style-type: none"> ■抗菌 黄色ブドウ球菌、緑膿菌、O-157を抑制 ■消臭 アンモニア、トリメチルアミン（腐敗臭）、イソ吉草酸（足の臭い）を分解消臭」 ・「さらに、持つ人が増えれば増えるほど より広い空間でも空気をキレイにします」 ・「カードを身につけている人が多く居れば居るだけ、その分空間の空気がキレイになっていく。」 ・「●スマホケースや社員証ホルダなど、普段から身近にあるものに入れて身につけておだけ。カードの周囲<2m程度>の空気を清浄化します。●胸元など、顔の近くで身につけていただくとより効果的です。●寝具のそばや玄関、お手洗いなどの空気清浄にもお使いください。」 <p style="text-align: right;">(別紙1)</p>
令和2年7月16日	「ABOUT 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「カードを身につけるだけで <u>空気のトラブル</u> からあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」 ・「イオンであなたを守るしくみ」、白いカード及び水滴のイラストと共に、「『イオニアカード』と空気中の水分が反応。」、白いカード、「-OH」と記載された円、「H₃O⁺」と記載された円、「e⁻ a q」と記載された円、「OH⁻」と記載された円及び「-H」と記載された

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>円のイラストと共に、「水分が分解され、持続的にイオンが発生。」、並びに人物が首から掛けている白いカードから青い円が多数発生しているイラストと共に、「発生したイオンがあなたを24時間ガードします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カードを身につけているだけで”常時”イオンがあなたを包み込み、アレル物質などの吸い込みリスクを低減します。」 ・「イオニアカードはこんなシーンで活躍します」、「たとえば」、乳児が眠っている画像と共に、「ご自宅」、屋内でパソコンのキーボードを打っている人物等複数の人物の画像と共に、「オフィス」、屋内で筆記している人物の画像と共に、「受験勉強」、並びに屋外のテント及び自動車の画像と共に、「外出先」 ・「イオニアカード使用によるスギ花粉除去性能実験」、「スギ花粉 <u>84.5%</u>除去」及び円グラフの画像、並びに「□通常時」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「96.5%」、「30分後」で「82.3%」及び「60分後」で「80.0%」の折れ線グラフの画像、並びに「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「76.8%」、「30分後」で「58.2%」、「60分後」で「15.5%」及び「除去率 <u>84.5%</u>」の折れ線グラフの画像 ・「イオニアカード使用によるヒノキ花粉除去性能実験」、「ヒノキ花粉 <u>77.6%</u>除去」及び円グラフの画像、並びに「□通常時」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「98.7%」、「30分後」で「84.1%」及び「60分後」で「81.5%」の折れ線グラフの画像、並びに「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「82.2%」、「30分後」で「64.8%」、「60分後」で「22.4%」及び「除去率 <u>77.6%</u>」の折れ線グラフの画像 ・「イオニアカード使用によるPM2.5除去性能実験」、「PM2.5 <u>90.1%</u>除去」及び円グラフの画像、並びに「□通常時」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「94.6%」、「30分後」で「80.5%」及び「60分後」で「78.3%」の折れ線グラフの画像、並びに「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「70.6%」、「30分後」

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>で「52.9%」、「60分後」で「9.9%」及び「除去率90.1%」の折れ線グラフの画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イオニアカード消臭検証結果」、「タバコや汗などのニオイの元（アンモニア）」、「87%消臭」及び円グラフの画像、「足のニオイなどの元（イソ吉草酸）」、「96%消臭」及び円グラフの画像、並びに「加齢臭などの元（ノネナール）」、「94%消臭」及び円グラフの画像 ・「『イオニアカード』なら有効範囲はカードの周囲1.5～2m」、白いカードを身に着けた人物の周囲を多数の青い円及び黒い円弧が囲んでいるイラストと共に、「1.5～2m⇄」、及び「イオン発生元となる『空気（水分）』が周囲に無限にあるため、イオンを常時発生。カードの周囲1.5～2mをイオンで包み込みます。」 <p style="text-align: right;">(別紙2)</p>
令和2年4月1日から同年11月5日までの間	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ及び「A B O U T 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページにおいて配信した動画	<ul style="list-style-type: none"> ・「花粉」、「タバコの臭い」、「PM2.5」、「新感覚 身につけるだけ」及び「花粉・PM2.5などのアレル物質 ウイルス・菌からあなたを守る。」との文字の映像、並びに「花粉」、「タバコの臭い」、「PM2.5など世界中でまん延する空気の問題」、「新感覚、身につけるだけで」及び「花粉やPM2.5などのアレル物質、ウイルス、菌のリスクからあなたを守る。」との音声 ・本件商品の映像と共に、「カードなのに空気清浄器 イオニアカードPLUS」との文字の映像及び音声 ・くしゃみをしている人物の映像と共に、「くしゃみが止まった」との文字の映像、目元をこすっている人物の映像と共に、「目がかゆいのがなくなった」との文字の映像、鼻をかんでいる人物の映像と共に、「鼻水・鼻づまりが止まった」との文字の映像、並びに屋外で本件商品を身に着けている人物の映像と共に、「持ち運びに便利」及び「もうなくてはならない存在」との文字の映像 ・屋外で本件商品を身に着けている人物が青い円弧で覆われている映像と共に、「周囲1.5mの範囲にイオンが発生」との文字の映像及び「見た目はただのカードですが、空気中の水分を分解して周囲1.5メートルの範囲にイオンを発生させるという優れもの」との音声、屋外で本件商品を身に着けている人物の周囲が青い円で

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>覆われ、白い物質が黒い物質等に付着して落下していく映像と共に、「イオンが花粉・PM2.5などを包み込み落下させウイルスや菌からバリア」及び「アレル物質・ウイルス・菌を吸い込むリスクが下がる」との文字の映像、「発生したイオンは周囲の物質に引っついて安定な状態に戻ろうとする性質があるため、花粉やPM2.5などアレル物質を包み込み落下させるほか、ウイルスや菌をバリアします」及び「結果、周りの空気がきれいになって空気中のトラブル物質を吸い込むリスクが下がるという仕組み」との音声、本件商品及びイオン測定器の映像と共に、「1856個/cm³ 森林と同じイオン数」との文字の映像、「1センチ角あたりおよそ1,800個」及び「森林の中にいるのと同じレベルです」との音声、屋外で本件商品を身に着けている5人の人物が横一列に並び青い円弧が頭上に広がっていく映像と共に、「カバー範囲が広がり 効果が拡大」との文字の映像及び「また、大勢で持つことでイオンによるカバー範囲が広がり更に効果が拡大」との音声、「スギ花粉 84.5%除去」との文字及び円グラフの映像、「■通常時」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「82.3%」及び「60分後」で「80.0%」の折れ線グラフの映像、「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「58.2%」、及び「60分後」で「15.5%」の折れ線グラフの映像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」との文字及び円グラフの映像、「■通常時」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「84.1%」及び「60分後」で「81.5%」の折れ線グラフの映像、「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「64.8%」及び「60分後」で「22.4%」の折れ線グラフの映像、「もちろん、評価機関の試験により証明済み」及び「スギやヒノキ花粉は1時間後に77パーセントから84パーセント以上の除去」との音声、「PM2.5除去性能実験」との文字の映像と共に、「PM2.5 90.1%除去」との文字及び円グラフの映像、「■通常時」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「80.5%」及び「60分後」で「78.3%」の折れ線グラフの映像、「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「52.9%」、及び</p>

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>「60分後」で「9.9%」の折れ線グラフの映像、「PM2.5は90パーセント以上の除去に成功しています」との音声、「消臭検証結果」との文字の映像と共に、「タバコや汗などのニオイの元（アンモニア）」との文字、「87%消臭」との文字及び円グラフの映像、「足のニオイなどの元（イソ吉草酸）」との文字、「96%消臭」との文字及び円グラフの映像、「加齢臭などの元（ノネナール）」との文字、「94%消臭」との文字及び円グラフの映像、並びに「さらに消臭においても確かな効果を発揮」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「くしゃみが止まった」、「目がかゆいのがなくなった」及び「鼻水・鼻づまりが止まった」との文字の映像、屋外で本件商品を身に着けている人物の映像と共に、「持ち運びに便利」及び「もうなくてはならない存在」との文字の映像、並びに「身に着けるだけで花粉やウイルスなど空気のトラブルから守る新感覚のカード型空気清浄器 イオニアカードPLUS」との音声 <p style="text-align: right;">(別紙3)</p>

表示期間	表示箇所	表示内容
令和2年7月16日	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ	・「●本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。」
令和2年7月16日	「ABOUT 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページ	・「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に8,000個/cc濃度のスギ花粉を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」、「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に8,000個/cc濃度のヒノキ花粉を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」、「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に60,000個/cc濃度(初期濃度100%とし)のPM2.5微小粒子物質を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」及び「※SEK準用試験につき、専用のバッグに試料とガスを封入し検証しています(実使用空間での実証試験ではありません)」
令和2年4月1日から同年11月5日までの間	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ及び「ABOUT 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページにおいて配信した動画	・「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に8,000個/cc濃度のスギ・ヒノキ花粉を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」、「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に60,000個/cc濃度(初期濃度100%とし)のPM2.5微小粒子物質を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」及び「※SEK準用試験につき、専用のバッグに試料とガスを封入し検証しています(実使用空間での実証試験ではありません)」との文字の映像

VOICE
お客様の声



CONTACT
お問い合わせ

FAQ
よくあるご質問

NEWS
お知らせ

ABOUT
空気清浄カードとは？



検証結果で分かる イオニアカードの 確かな効果

詳細を見る





イオニアカードの模造品にご注意ください



最近、弊社にイオニアカード類似品についてのお問い合わせが急増しております。

また、企業さまへ「サルデーテ・ラボのイオニアカードのOEMです」と謳って、資料や試験結果も弊社所有のものを流用し、いかにもイオニアカードが旧バージョンであるかのように、営業をしているという話も耳に入ってきております。

弊社では、OEM や他社への技術提供等の事実は一切ございませんので、これらの類似品とイオニアカードは完全に別物です。

そのような案内を受けられた方は、十分にご注意くださいますようお願い申し上げます。

新型カード・リストバンド一般販売開始



NEWS お知らせ

[more](#)



2020.05.16

消費者庁による行政指導に関するニュースについて



Makuake

2020.05.16

【お詫び】イオニアミストの大幅な出荷遅れにつきまして

オンラインストア

入荷・在庫状況について



2020.03.06

在庫再入荷についてのお知らせ【イオニアカードPLUS】・【イオニアバンド】

イオニア導入企業様

TaylorMade



株式会社 豊田



南海橋本自動車学校
和歌山県公安委員会指定自動車教習所

[導入企業一覧 >](#)

2~5月

6~9月

10~1月

AUTUMN / WINTER

ウイルス・菌



電車の中で



会社で



寝室で



受験生の方



ご家庭で



妊娠中の方



病院・介護施設で



イオンアカードPLUS

カードを身につけるだけで

空気のトラブールから

あなたを守る

花粉

アレル
物質

ウイルス

PM2.5

タバコの
ニオイ

これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。

インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。

『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”から

イオンの力であなたを守ります。

[詳細を見る >](#)

見た目はただのカード。
でも、なかなかスゴイんです。

POINT

1

24時間イオンを発生

特殊な技術により空気中の水分と反応して持続的に周囲にイオンが発生します。

POINT

3

様々な空気中の
トラブルの元を
包み込んで落とします

POINT

5

周囲1.5～2mの範囲で



ionear®
PLUS

カードなのに
空気清浄器



特別価格中

POINT

2

電源不要の空気清浄器

カードなので電源はもちろん、メンテナンスの必要もありません

POINT

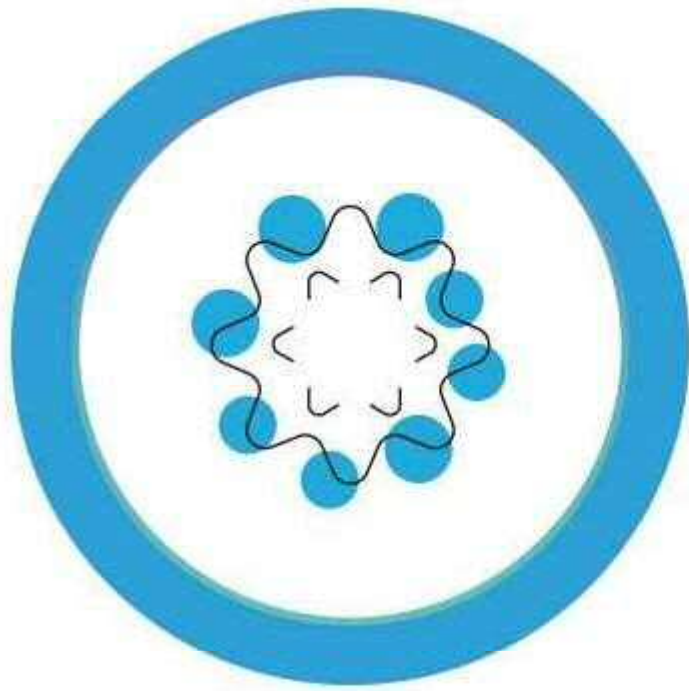
4

イオンによる科学反応で
抗菌・抗ウイルス・消臭

イオンが発生

目に見えない世界で、
イオンが活躍します。





アレル物質などを包み込んで 落下させる!

プラス・マイナス電荷を帯びたイオンがアレル物質などに
吸着することで、連鎖的にイオンを引き込んでいきます。

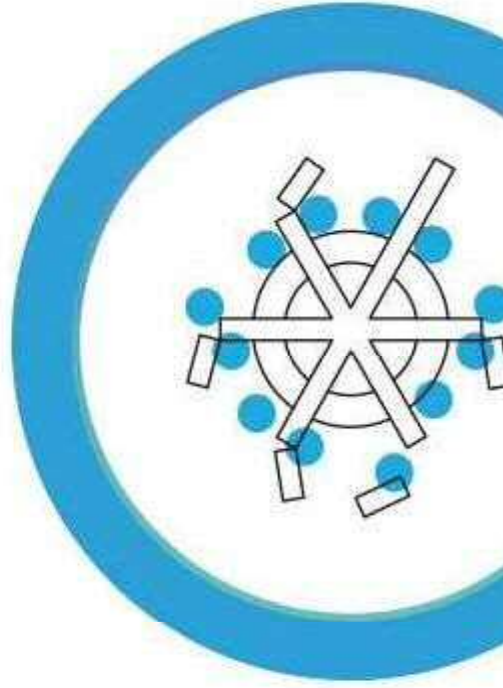
重たくなったアレル物質は、体内に入る前に落下していきま



ウイルスなどを酸化する!

活性酸素と同じ性質をもつイオンも発生。ウイルスやニオ
イ分子と反応・酸化することで、不活性な状態にして、体
内への侵入リスクを下げます。

酸化された物質は、ほとんど持っていている細胞を壊さず不活性化します。





イオンによる化学反応で、 抗菌や消臭などの効果も!

■ 抗菌

黄色ブドウ球菌、緑膿菌、O-157を抑制

■ 消臭

アンモニア、トリメチルアミン(腐敗臭)、
イソ吉草酸(足の臭い)を分解消臭



しっかり守ってくれるのに

とってもやさしい。

安全
安心



電気を使用せず、塩素系を含まないのでも安全。

経済的



電気代不要

導入・ランニングコストの負担も少ないです。

拡がる





さらに、持つ人が増えれば増えるほど
より広い空間でも空気をキレイにします

LINE UP



イオニアカード PLUS

3,960円

[詳しく見る](#)



イオニアバンド

3,080円

[詳しく見る](#)



あなたと、あなたの大切な人を
"空気のトラブル"から守ってくれる
空気の新常識です。

空気清浄器



電源不要&身につけるだけ。

もちろんメンテナンスの必要もありません。また、導入コストは電気式に比べ圧倒的です。カードを身につけている人が多く居れば居るだけ、その分空間の空気がキレイになっていく。

『ion "e" air』は空気清浄の新しいカタチです。

3,960円 (税込・送料無料)

公式ストア限定販売!

貰える

オリジナルホルダーストラップを
プレゼント!



カードを入れるホルダー

穴あきにタイプに西様通す

イオニアカードPLUS

3,960円 (税込・送料無料)

[公式ストアのカートに入れる >](#)

※ストラップのカラーはお選びいただけません

※公式特典のストラッププレゼントはなくなり次第終了となります

各ECモールでも購入ができます



※上記のサイトではストラップの付属はございません。公式サイト限定の特典となります

更に身につけやすいイオニア

お子さま・女性の方でも気軽に身につけることができ、
身の回りの空気をきれいにしていく
リストバンド型空気清浄機

3,080円 (税込・送料無料)



本体サイズ		おすすめ
Sサイズ	円周160mm 幅10mm 厚さ 約2mm	お子様・女性など

Mサイズ

円周200mm 幅10mm 厚さ約2mm

一般サイズ

[公式ストア商品ページへ](#)

各ECモールでも購入ができます

こちらで販売中

amazon

【ご使用方法】

●スマホケースや社員証ホルダなど、普段から身近にあるものに入れて身につけておくだけ。カードの周囲〈2mm程度〉の空気を清浄化します。●胸元など、顔の近くで身につけていただくより効果的です。●寝具のそばや玄関、お手洗いなどの空気清浄にもお使いください。●イオンの発生数は経年により、ゆるやかに減少します。明らかに効き目が薄れていると感じられた場合は、お取替えをお勧め致します。

【ご使用方法】

●本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。●極端に高温になる場所や、火のそばでのご使用・保管はおやめください。●カードの破損につながります。●カードが割れた場合は、破片や割れ目でけがをすることを恐れがありますので、注意して破棄してください。●製品及びパッケージのデザインは改良等の理由により予告なく変更する場合があります。●乳



日本赤十字社

売上げの一部は日本赤十字社の活動資金として寄付されます。

売上の一部は、日本赤十字社に寄付されます

社会貢献活動の一環として、『ion "e" air』の売上の一部は日本赤十字社の活動費用として寄付されます。カード背面には日本赤十字社のロゴが印字されています。

会社概要 | お知らせ | お問い合わせ | プライバシーポリシー



TEL: 06-6946-5820 / FAX: 06-7635-8075

HP: <https://salute-lab.co.jp>



© COPYRIGHT SALUTE-LAB INC. All Rights Reserved.



HOME > 空気清浄カードとは？



カードを身につけるだけで

空気のトラブルから

あなたを守る



これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。

インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。

『イオニアカード』は、そんな“空気のトラブル”から

イオンの力であなたを守ります。



イオニアカードPLUS PV



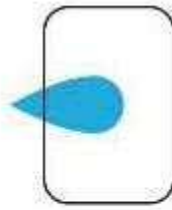
後で見る 共有

カードなのに空気清浄器

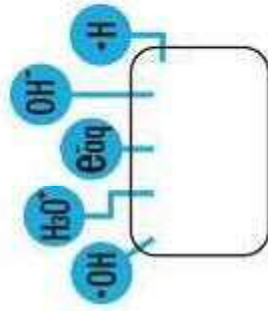
イオニアカードPLUS



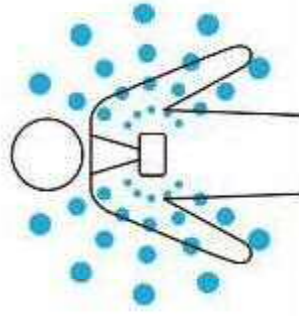
イオンであなたを守るしくみ



『イオニアカード』と
空気中の水分が反応。



水分が分解され、
持続的にイオンが発生。



発生したイオンが
あなたを24時間ガードします。

What is 『イオニアカード』

「"常時"イオンを発生させる」それは『イオニアカード』独自の技術です。(特許出願中)

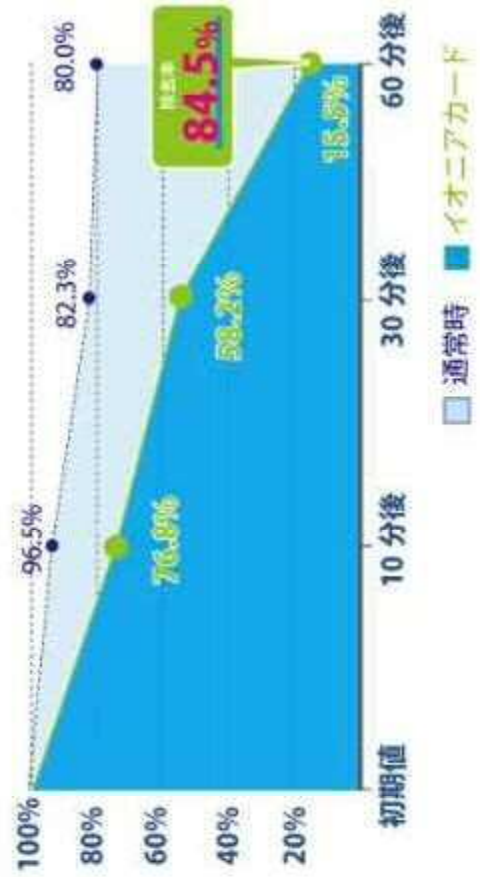
イオニアはカード周囲の空気中の水分と反応することで、持続的にイオンを発生させる技術です。空気清浄に有用なイオンですが、その状態を保てる時間は1秒程度という弱点もあります。イオニアは、イオン発生の元である「空気(水分)」が周囲に無限にあるため、この弱点をカバーできます。カードを身につけているだけで"常時"イオンがあなたを包み込み、アレレル物質などの吸い込みリスクを低減します。

イオニアカードはこんなシーンで活躍します

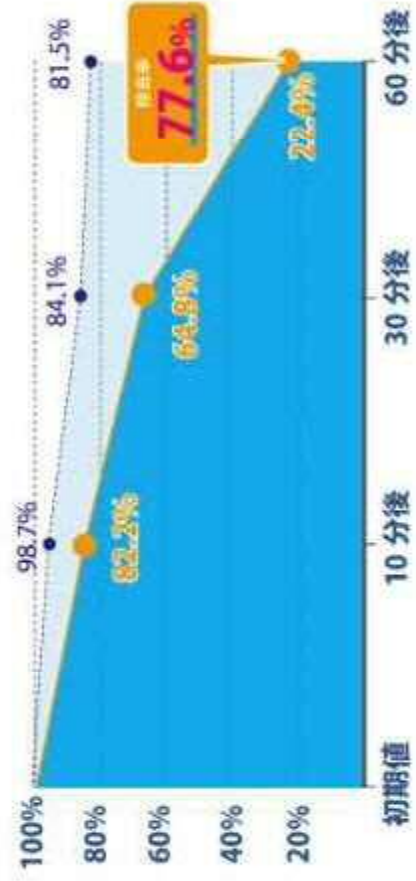
たとえば



イオニアカード使用によるスギ花粉除去性能実験



イオニアカード使用によるヒノキ花粉除去性能実験



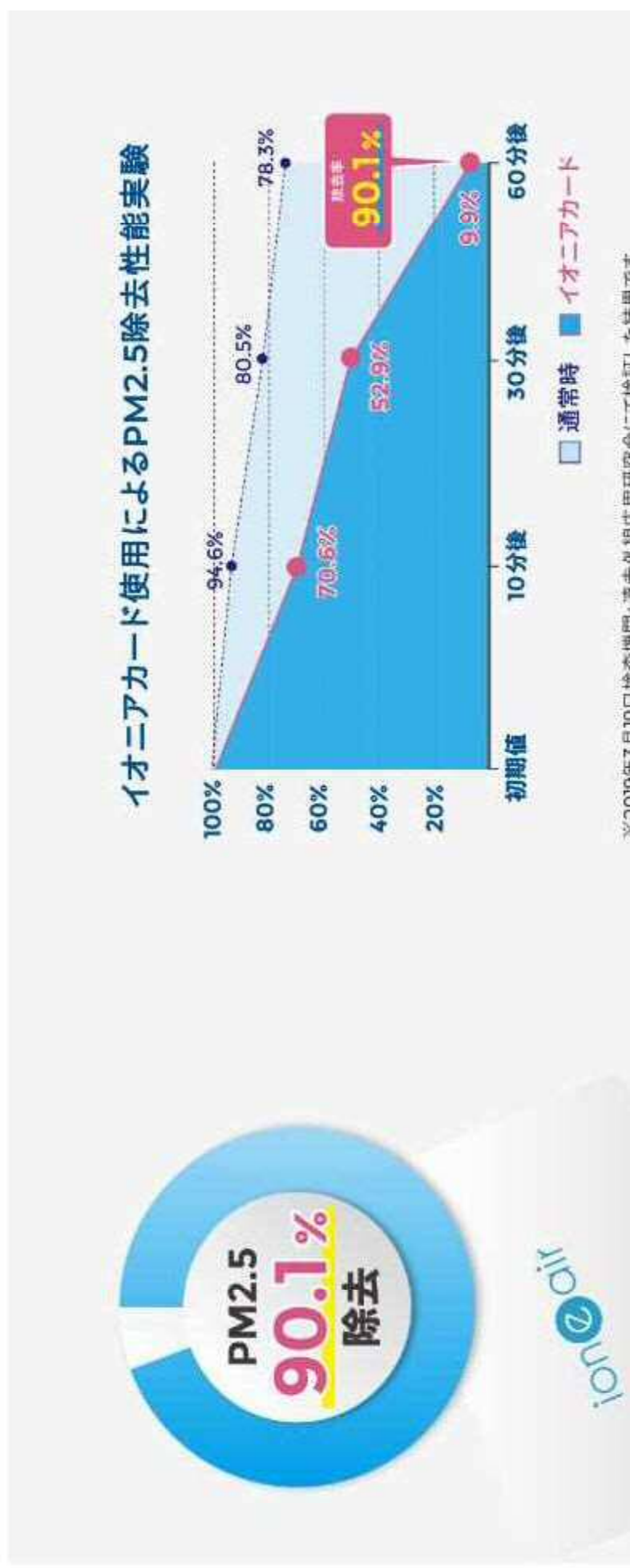
■ 通常時 ■ イオニアカード

※2019年9月10日 検査機器: DYDOS CORPORATION製 DCT10プロ型 で測定した結果です
 ※60L (50cm×40cm×30cm) のボックス内に8,000個/cc濃度のヒノキ花粉を入れ、時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました

実験結果を見る

※2019年9月10日 検査機器: DYDOS CORPORATION製 DCT10プロ型 で測定した結果です
 ※60L (50cm×40cm×30cm) のボックス内に8,000個/cc濃度のスギ花粉を入れ、時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました

実験結果を見る



※カケンテスターは、ロケテック株式会社が開発した専用測定器により検証した結果です。

※60L (50cm×40cm×30cm) のボックス内に60,000個/cc濃度 (初期濃度100%とし) のPM2.5微小粒子物質を入れ、時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました。

実験結果を見る

イオニアカード消臭検証結果

タバコや汗などのニオイの元
(アンモニア)



※カケンテスターにて検証した結果です

※2時間経過後のガスの減少率を表記しています

※SEK準用試験につき、専用のバッグに試料とガスを封入し検証しています
(実使用空間での実証試験ではありません)

足のニオイなどの元
(イソ吉草酸)



加齢臭などの元
(ノネナール)



VOICE
お客様の声

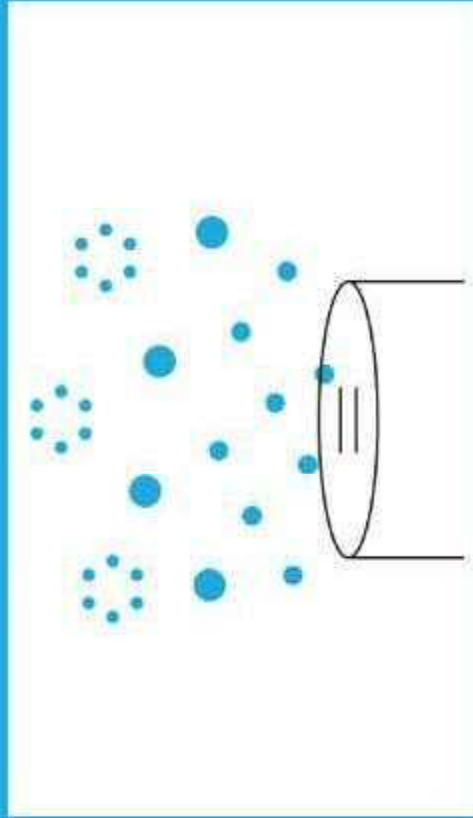
実際に使用したお客様からの声をご紹介します。



さらに、『イオニアカード』は
これまでのイオンの弱点を克服。

イオンの弱点

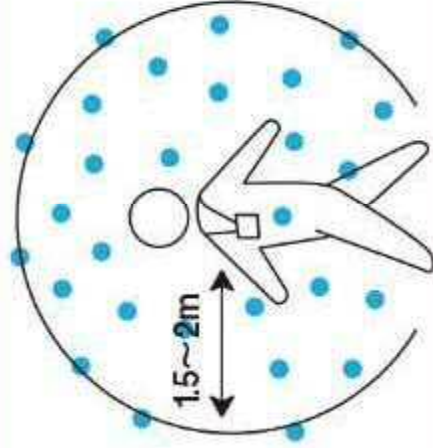
イオンは遠くまで飛ばせません



実は、イオンは1秒も経たずに消えてしまうため、すぐに消えてしまいます。そのため、ファンで飛ばしても遠くまで飛ばせません。

『イオニアカード』なら

有効範囲はカードの周囲1.5~2m



イオン発生の元となる「空気(水分)」が周囲に無限にあるため、イオンを常時発生。カードの周囲1.5~2mをイオンで包み込みます。

測定

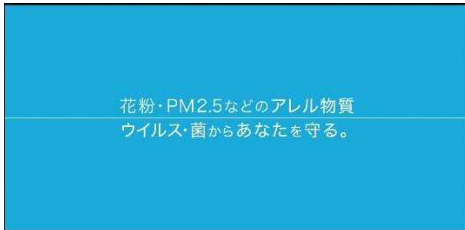
マイナスイオン測定器

「COM-3010PRO」による実測値

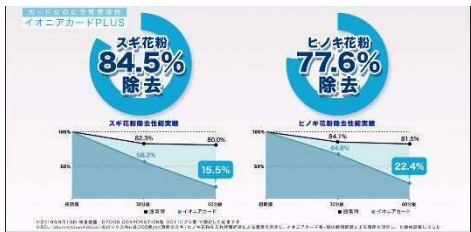
イオン数 1,580個 / cm³

一般的なカードとイオンの発生数比較しています











○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

- を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
 - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
 - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
 - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 3～6 (省略)
- 7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 (省略)
- 4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。
- 5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

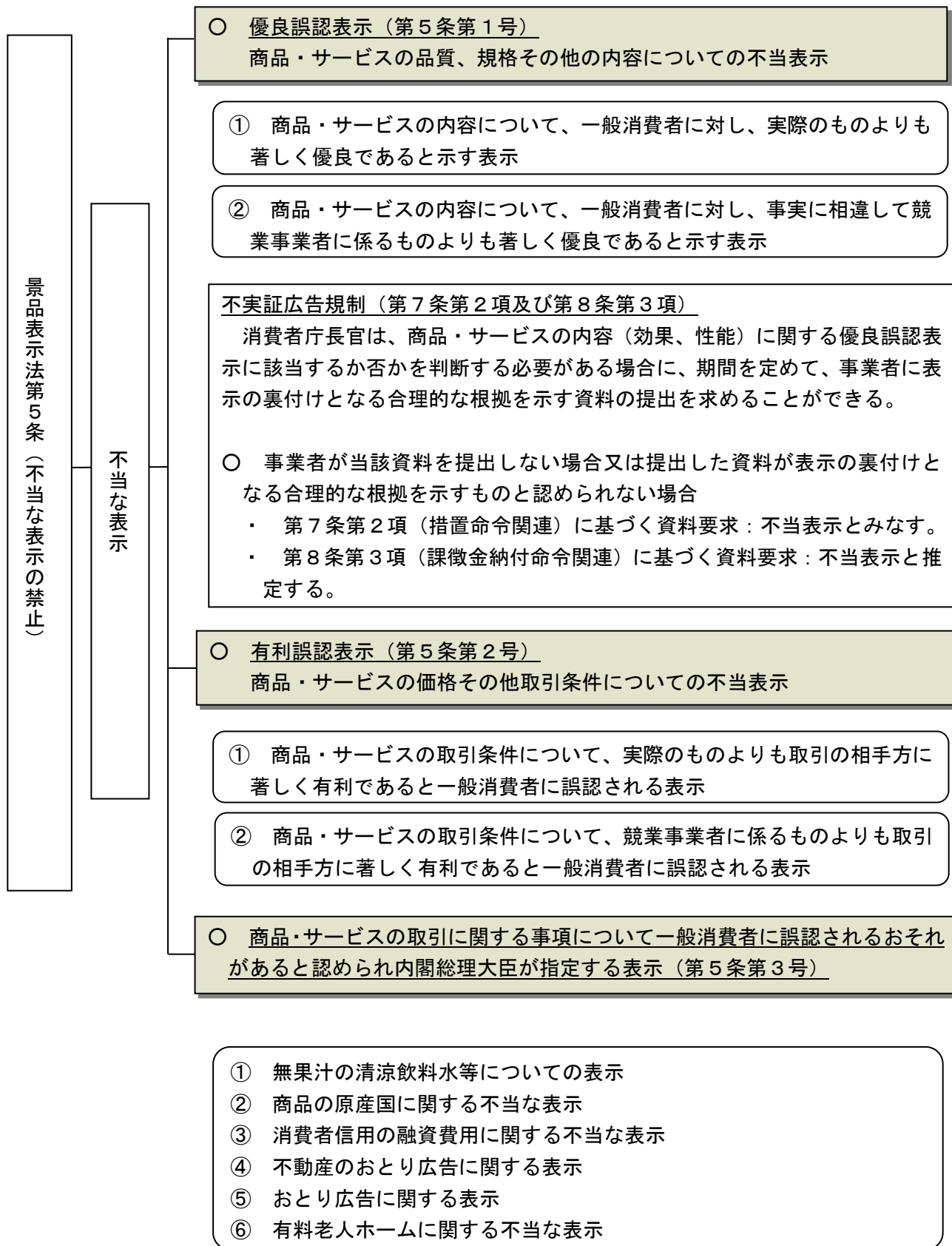
(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間を上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第1065号
令和3年6月25日

S a l u t e . L a b株式会社
代表取締役 墨谷 剛史 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「イオニアカードPLUS」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

S a l u t e . L a b株式会社（以下「S a l u t e . L a b」という。）は、課徴金として金1559万円を令和4年1月26日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、S a l u t e . L a bが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ア) S a l u t e . L a bが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和2年4月1日から同年11月5日までの間である。

(イ) S a l u t e . L a b は、本件商品について、前記 1 の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から 6 月を経過する日前の令和 3 年 2 月 1 7 日に、前記 1 の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成 2 8 年内閣府令第 6 号）第 8 条に規定する措置をとっていると認められるところ、S a l u t e . L a b が前記 1 の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和 3 年 2 月 1 7 日である。

(ウ) 前記 (イ) 及び (イ) によれば、前記 1 の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 7 日までの間である。

ウ 前記イ (ウ) の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係る S a l u t e . L a b の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 2 1 年政令第 2 1 8 号）第 1 条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、5 億 1 9 7 0 万 2 6 6 7 円である。

エ S a l u t e . L a b は、本件商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく、前記 1 の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第 8 条第 1 項第 1 号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、S a l u t e . L a b が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第 8 条第 1 項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額から、同法第 1 2 条第 2 項の規定により、1 万円未満の端数を切り捨てて算出した 1 5 5 9 万円である。

よって、S a l u t e . L a b に対し、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 8 2 条第 1 項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第 2 条、第 4 条及び第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第 1 8 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 Salute. Lab株式会社（以下「Salute. Lab」という。）は、大阪市中央区平野町一丁目8番13号平野町八千代ビルに本店を置き、日用品雑貨等の製造販売業等を営む事業者である。
- 2 Salute. Labは、「イオニアカードPLUS」と称する商品（以下「本件商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- 3 Salute. Labは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) Salute. Labは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像、「カードを身につけるだけで 空気のトラブル からあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身につければ、本件商品から発生するイオンの作用により、本件商品から半径1.5メートルから2メートル程度又は半径1.5メートル程度の身の回りの空間における花粉及びPM2.5を除去し、本件商品を身につけた者にウイルス、菌等を寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、Salute. Labに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、Salute. Labは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) Salute. Labは、前記(1)の表示について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、「●本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、

一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

別表 1

表示期間	表示箇所	表示内容
令和2年7月16日	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像 ・ 「10～1月 AUTUMN/WINTER ウイルス・菌」、吊革をつかんでいる人物及びもう1人の人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「電車の中で」、パソコンの前で座っている人物3人の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「会社で」、布団で寝ている3人の人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「寝室で」、机で筆記している人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「受験生の方」、テーブルを囲んでいる人物3人の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「ご家庭で」、腹部を触っている人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「妊娠中の方」、並びに車椅子に座っている人物及び車椅子を押している人物の周囲で黒色の物及び紫色の物がはじかれているイラストと共に、「病院・介護施設で」 ・ 「カードを身につけるだけで空気のトラブルからあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」 ・ 「POINT1 24時間イオンを発生 特殊な技術により空気中の水分と反応して持続的に周囲にイオンが発生します。」 ・ 「POINT2 電源不要の空気清浄器 カードなので電源はもちろん、メンテナンスの必要もありません」 ・ 「POINT3 様々な空気中のトラブルの元を包み込んで落とします」

表示期間	表示箇所	表示内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・「POINT 4 イオンによる科学反応で抗菌・抗ウイルス・消臭」 ・「POINT 5 周囲1.5～2mの範囲でイオンが発生」 ・「アレル物質などを包み込んで落下させる！ プラス・マイナス電荷を帯びたイオンがアレル物質などに吸着することで、連鎖的にイオンを引き込んでいきます。重くなったアレル物質は、体内に入る前に落下していきます。」 ・「ウイルスなどを酸化する！ 活性酸素と同じ性質をもつイオンも発生。ウイルスやニオイ分子と反応・酸化することで、不活性な状態にして、体内への侵入リスクを下げます。酸化された物質はもともと持っている機能を失って不活性化します。」 ・「イオンによる化学反応で、抗菌や消臭などの効果も！ ■抗菌 黄色ブドウ球菌、緑膿菌、O-157を抑制 ■消臭 アンモニア、トリメチルアミン（腐敗臭）、イソ吉草酸（足の臭い）を分解消臭」 ・「さらに、持つ人が増えれば増えるほど より広い空間でも空気をキレイにします」 ・「カードを身につけている人が多く居れば居るだけ、その分空間の空気がキレイになっていく。」 ・「●スマホケースや社員証ホルダなど、普段から身近にあるものに入れて身につけておだけ。カードの周囲<2m程度>の空気を清浄化します。●胸元など、顔の近くで身につけていただくとより効果的です。●寝具のそばや玄関、お手洗いなどの空気清浄にもお使いください。」 <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>
令和2年7月16日	「ABOUT 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「カードを身につけるだけで空気のトラブルからあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな”空気のトラブル”からイオンの力であなたを守ります。」 ・「イオンであなたを守るしくみ」、白いカード及び水滴のイラストと共に、「『イオニアカード』と空気中の

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>水分が反応。」、白いカード、「-OH」と記載された円、「H₃O⁺」と記載された円、「e⁻ a q」と記載された円、「OH⁻」と記載された円及び「-H」と記載された円のイラストと共に、「水分が分解され、持続的にイオンが発生。」、並びに人物が首から掛けている白いカードから青い円が多数発生しているイラストと共に、「発生したイオンがあなたを24時間ガードします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カードを身につけているだけで”常時”イオンがあなたを包み込み、アレル物質などの吸い込みリスクを低減します。」 ・「イオニアカードはこんなシーンで活躍します」、「たとえば」、乳児が眠っている画像と共に、「ご自宅」、屋内でパソコンのキーボードを打っている人物等複数の人物の画像と共に、「オフィス」、屋内で筆記している人物の画像と共に、「受験勉強」、並びに屋外のテント及び自動車の画像と共に、「外出先」 ・「イオニアカード使用によるスギ花粉除去性能実験」、「スギ花粉 <u>84.5%</u>除去」及び円グラフの画像、並びに「□通常時」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「96.5%」、「30分後」で「82.3%」及び「60分後」で「80.0%」の折れ線グラフの画像、並びに「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「76.8%」、「30分後」で「58.2%」、「60分後」で「15.5%」及び「除去率<u>84.5%</u>」の折れ線グラフの画像 ・「イオニアカード使用によるヒノキ花粉除去性能実験」、「ヒノキ花粉 <u>77.6%</u>除去」及び円グラフの画像、並びに「□通常時」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「98.7%」、「30分後」で「84.1%」及び「60分後」で「81.5%」の折れ線グラフの画像、並びに「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「82.2%」、「30分後」で「64.8%」、「60分後」で「22.4%」及び「除去率<u>77.6%</u>」の折れ線グラフの画像 ・「イオニアカード使用によるPM2.5除去性能実験」、「PM2.5 <u>90.1%</u>除去」及び円グラフの画像、並びに「□通常時」は、「初期値」で「100%」、「1

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>0分後」で「94.6%」、「30分後」で「80.5%」及び「60分後」で「78.3%」の折れ線グラフの画像、並びに「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「10分後」で「70.6%」、「30分後」で「52.9%」、「60分後」で「9.9%」及び「除去率90.1%」の折れ線グラフの画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イオニアカード消臭検証結果」、「タバコや汗などのニオイの元（アンモニア）」、「87%消臭」及び円グラフの画像、「足のニオイなどの元（イソ吉草酸）」、「96%消臭」及び円グラフの画像、並びに「加齢臭などの元（ノネナール）」、「94%消臭」及び円グラフの画像 ・「『イオニアカード』なら有効範囲はカードの周囲1.5～2m」、白いカードを身に着けた人物の周囲を多数の青い円及び黒い円弧が囲んでいるイラストと共に、「1.5～2m⇄」、及び「イオン発生の元となる『空気（水分）』が周囲に無限にあるため、イオンを常時発生。カードの周囲1.5～2mをイオンで包み込みます。」 <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>
令和2年4月1日から同年11月5日までの間	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ及び「ABOUT空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページにおいて配信した動画	<ul style="list-style-type: none"> ・「花粉」、「タバコの臭い」、「PM2.5」、「新感覚 身につけるだけ」及び「花粉・PM2.5などのアレル物質 ウイルス・菌からあなたを守る。」との文字の映像、並びに「花粉」、「タバコの臭い」、「PM2.5など世界中でまん延する空気の問題」、「新感覚、身につけるだけで」及び「花粉やPM2.5などのアレル物質、ウイルス、菌のリスクからあなたを守る。」との音声 ・本件商品の映像と共に、「カードなのに空気清浄器 イオニアカードPLUS」との文字の映像及び音声 ・くしゃみをしている人物の映像と共に、「くしゃみが止まった」との文字の映像、目元をこすっている人物の映像と共に、「目がかゆいのがなくなった」との文字の映像、鼻をかんでいる人物の映像と共に、「鼻水・鼻づまりが止まった」との文字の映像、並びに屋外で本件商品を身に着けている人物の映像と共に、「持ち運びに便利」及び「もうなくてはならない存在」との文字の映像

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>・屋外で本件商品を身に着けている人物が青い円弧で覆われている映像と共に、「周囲1.5mの範囲にイオンが発生」との文字の映像及び「見た目はただのカードですが、空気中の水分を分解して周囲1.5メートルの範囲にイオンを発生させるという優れもの」との音声、屋外で本件商品を身に着けている人物の周囲が青い円で覆われ、白い物質が黒い物質等に付着して落下していく映像と共に、「イオンが花粉・PM2.5などを包み込み落下させウイルスや菌からバリア」及び「アレル物質・ウイルス・菌を吸い込むリスクが下がる」との文字の映像、「発生したイオンは周囲の物質に引っついて安定な状態に戻ろうとする性質があるため、花粉やPM2.5などアレル物質を包み込み落下させるほか、ウイルスや菌をバリアします」及び「結果、周りの空気がきれいになって空気中のトラブル物質を吸い込むリスクが下がるという仕組み」との音声、本件商品及びイオン測定器の映像と共に、「1856個/cm³ 森林と同じイオン数」との文字の映像、「1センチ角当たりおよそ1,800個」及び「森林の中にいるのと同じレベルです」との音声、屋外で本件商品を身に着けている5人の人物が横一列に並び青い円弧が頭上に広がっていく映像と共に、「カバー範囲が広がり 効果が拡大」との文字の映像及び「また、大勢で持つことでイオンによるカバー範囲が広がり更に効果が拡大」との音声、「スギ花粉 84.5%除去」との文字及び円グラフの映像、「■通常時」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「82.3%」及び「60分後」で「80.0%」の折れ線グラフの映像、「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「58.2%」、及び「60分後」で「15.5%」の折れ線グラフの映像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」との文字及び円グラフの映像、「■通常時」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「84.1%」及び「60分後」で「81.5%」の折れ線グラフの映像、「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「64.8%」及び「60分後」で「22.4%」の折れ線グラフの映像、「もちろん、評価機関の試験に</p>

表示期間	表示箇所	表示内容
		<p>より証明済み」及び「スギやヒノキ花粉は1時間後に77パーセントから84パーセント以上の除去」との音声、「PM2.5除去性能実験」との文字の映像と共に、「PM2.5 90.1%除去」との文字及び円グラフの映像、「■通常時」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「80.5%」及び「60分後」で「78.3%」の折れ線グラフの映像、「■イオニアカード」は、「初期値」で「100%」、「30分後」で「52.9%」、及び「60分後」で「9.9%」の折れ線グラフの映像、「PM2.5は90パーセント以上の除去に成功しています」との音声、「消臭検証結果」との文字の映像と共に、「タバコや汗などのニオイの元（アンモニア）」との文字、「87%消臭」との文字及び円グラフの映像、「足のニオイなどの元（イソ吉草酸）」との文字、「96%消臭」との文字及び円グラフの映像、「加齢臭などの元（ノネナール）」との文字、「94%消臭」との文字及び円グラフの映像、並びに「さらに消臭においても確かな効果を発揮」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「くしゃみが止まった」、「目がかゆいのがなくなった」及び「鼻水・鼻づまりが止まった」との文字の映像、屋外で本件商品を身に着けている人物の映像と共に、「持ち運びに便利」及び「もうなくてはならない存在」との文字の映像、並びに「身に着けるだけで花粉やウイルスなど空気のトラブルから守る新感覚のカード型空気清浄器 イオニアカードPLUS」との音声 <p style="text-align: right;">(別添写し3)</p>

別表 2

表示期間	表示箇所	表示内容
令和 2 年 7 月 1 6 日	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ	・「●本製品は空気の清浄効果を保証するものではありません。」
令和 2 年 7 月 1 6 日	「ABOUT 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページ	・「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に8,000個/cc濃度のスギ花粉を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」、「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に8,000個/cc濃度のヒノキ花粉を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」、「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に60,000個/cc濃度(初期濃度100%とし)のPM2.5微小粒子物質を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」及び「※SEK準用試験につき、専用のバッグに試料とガスを封入し検証しています(実使用空間での実証試験ではありません)」
令和 2 年 4 月 1 日から同年 1 1 月 5 日ま での間	「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページ及び「ABOUT 空気清浄カードとは？」と記載のあるウェブページにおいて配信した動画	・「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に8,000個/cc濃度のスギ・ヒノキ花粉を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」、「※60L(50cm×40cm×30cm)のボックス内に60,000個/cc濃度(初期濃度100%とし)のPM2.5微小粒子物質を入れ時間経過による濃度を測定し、イオニアカード有・無の時間経過による濃度を測定し、比較検証致しました」及び「※SEK準用試験につき、専用のバッグに試料とガスを封入し検証しています(実使用空間での実証試験ではありません)」との文字の映像